

知多厚生病院 診療録開示に関する手引き

<保険会社等の開示請求について>

2024年4月

知多厚生病院医療情報室

知多厚生病院では、保険会社等の患者本人もしくは法的根拠に基づく代理人以外からの、診療情報の提供については、**患者本人から同意を得た場合に限り**許可します。

請求は、以下の手順に沿って行われます。

1. 開示請求書および、患者の同意書、委託会社からの請求の場合、同意書をとった保険会社等から、委託を受けた旨記載された依頼書等の提出。

患者同意書は、この手引きの資料にあるものを使用することが望ましい。やむを得ず保険会社等の書式を使用する際は、「同意する診療科」が記載されていることを確認してください。

この記載がない場合、開示する診療科の限定ができないため、関係のない診療科を同時期に受診しているときに、すべての診療科の資料を保険会社に開示することは、患者の不利益（明示的に同意をしていない情報の開示）に当たる可能性があるため、開示を承れない場合があります。

患者同意書は、必ず患者本人が同意してください。（未成年の場合は親権者、この場合、親子関係を示すもの【住民票・扶養者の場合保険証、本人子型保険の契約内の子供であることが記載された書類など】も必要です）

保険の契約者の同意は、患者の同意とは見なされません。

同意書は、提供を受けたい資料の最終日より後に記載してください、この日付までを同意されたものと見なしますので、記載日より後の資料は提供できません。

資料がそろっていれば、受付は郵送等で承れます。

2. 知多厚生病院での稟議

資料の準備と稟議におおよそ2週間いただいております。

3. 開示

来院いただく場合は、請求者であることを示す資料（社員証など）をご持参ください、郵送による開示も可能です、送り先は開示を請求いただいた団体等の住所になります。

レターパックなど送料がかかるもの場合は、手数料と併せて請求させていただきます。

開示資料の受取証の記載をお願いしております、郵送の場合、同封しますのでご返送ください。

開示に伴う経費等（単価は内税）

開示手数料	3,300円
診療録コピー代（1枚）	
紙	10円
CDR	1,000円
フィルムコピー代（1枚）	
CDR	1,000円

※保存期間を過ぎて診療記録が残っていない場合、診療記録の不存在を証明する書類を発行する際は、開示手数料を証明書発行料に充てさせていただきます。